

原 子 力 災 害 対 策 計 画 編

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格及び基本方針	2
第3節 計画の構成	3
第4節 災害の想定	3
第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	5
第6節 計画の修正	20
第7節 今後の検討課題について	20
第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	20
第1節 実施責任	20
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	21
第2編 災害予防	23
第1章 放射性物質災害予防対策	23
第1節 防災対策の実施	23
第2節 放射防護資機材等の整備	23
第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握	23
第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握	24
第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等	24
第2章 原子力災害予防対策	25
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備	25
第2節 原子力防災に係る専門家との連携	25
第3節 避難所等の確保	25
第4節 環境放射線モニタリング結果の把握等	26
第5節 緊急輸送態勢の確保	26
第6節 健康被害防止に係る整備	26
第7節 風評被害対策	27
第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備	27
第9節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	27
第10節 原子力防災業務関係者に対する研修	28
第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施	28
第3編 災害応急対策	29
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	29
第1節 災害対策本部の設置・運営	29
第2節 職員の派遣要請	31
第2章 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	32
第1節 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	32

第 2 節	警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、避難誘導等の措置	33
第 3 節	消防活動（消火・救助・救急）	33
第 4 節	広報活動の実施	34
第 5 節	交通の確保	34
第 6 節	放射線防護資機材の貸出しのあっせん	34
第 7 節	環境放射線モニタリング結果の把握等	34
第 8 節	医療関係活動	34
第 3 章	核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	35
第 1 節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	35
第 2 節	専門的知識を有する職員の派遣要請	35
第 3 節	環境放射線モニタリング結果の把握等	36
第 4 節	原子力災害合同対策協議会への出席	36
第 5 節	市民等に対する屋内退避、避難指示	36
第 6 節	市民等への的確な情報伝達	36
第 7 節	医療関係活動	37
第 8 節	消防活動（消火・救助・救急）	37
第 9 節	自衛隊への災害派遣要請等	37
第 10 節	汚染された食品等の流通防止	37
第 4 章	県外の原子力発電所等における異常時対策	38
第 1 節	情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	38
第 2 節	環境放射線モニタリング結果の把握等	38
第 3 節	飲料水・食品等の放射能濃度の測定	38
第 4 節	市民等への的確な情報伝達	39
第 5 節	国・県等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	39
第 6 節	医療関係活動	41
第 7 節	放射性物質による汚染の除去	41
第 8 節	飲料水・食品等の摂取制限等	42
第 9 節	社会秩序の維持対策の実施	43
第 10 節	風評被害等の影響の軽減	43
第 11 節	市外からの避難者の受け入れ	44
第 4 編	災害復旧	45
第 1 節	環境放射線モニタリング結果の把握等	45
第 2 節	放射性物質による汚染の除去	45
第 3 節	各種制限措置の解除	45
第 4 節	心身の健康相談の実施	45
第 5 節	風評被害等の影響の軽減	46
第 6 節	被災中小企業等に対する支援	46
第 7 節	物価動向の把握	46
第 8 節	復旧・復興事業からの暴力団排除	46
第 9 節	災害地域に係る記録等の作成	46

付録	47
----------	----

原子力災害対策計画編

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、北名古屋市防災会議が市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とするとともに、関係機関及び他の地方公共団体との相互援助のもとに市、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の防災に関する所掌事務及び業務を明確にし、もって防災の万全を期することを目的とする。

特に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、本市は近傍に原子力施設は所在しないものの、本市から概ね130kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や、概ね100kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所をはじめとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった、本市に影響が考えられる原子力発電所等において原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱ができる限り低く抑え、風評被害をはじめとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。

このためには、あらかじめ原子力緊急事態に際し市をはじめとする関係機関が、科学的根拠に基づく明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に情報提供することにより市民の理解を得てその具体的な行動につながるようにすることが重要である。

※ 附属資料編 第2灾害 4原子力災害

第2節 計画の性格及び基本方針

1 地域防災計画（原子力災害対策計画）

(1) 北名古屋市地域防災計画は、「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」の各計画と「附属資料編」をもって構成するものとし、水防法に基づく「北名古屋市水防計画」とも十分な調整を図る。

本計画は、原子力災害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画編」、又は「地震災害対策計画編」によるものとする。

(2) 市民の生命、身体及び財産を守るために、各防災関係機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、この計画を効果的に推進するため、市は防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

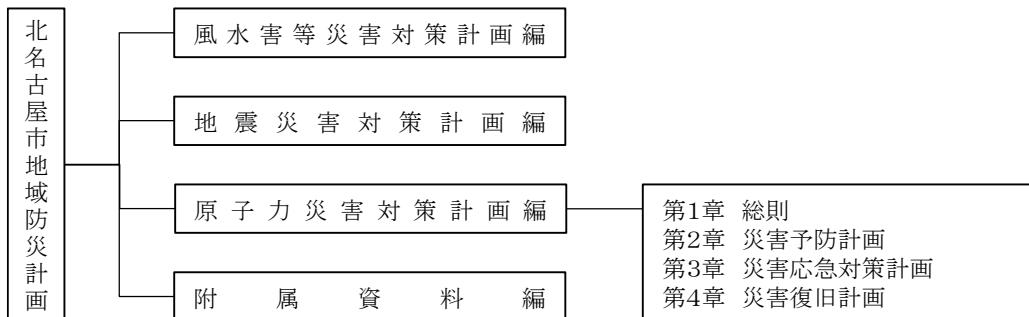
(3) 原子力災害の特殊性から、甚大な被害となった場合、市・県域を越えた広域的な対応を必要とすることから、県や近隣市町村と連携し協議をすすめ、それぞれの地域防災計画との整合を図るものとする。

(4) なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年12月3日告示）を基準とする。

第3節 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことの3本の基本を柱に本計画を構成する。

『北名古屋市地域防災計画の体系図』



※ 附属資料編 第6参考 1 北名古屋市防災会議条例

第4節 災害の想定

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

1 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の2に記載する核燃料物質等を除く。）の取扱いに係る災害をいう。

2 原子力災害

本市における核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び市外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、この計画において想定する市外の原子力発電所等は、次表のとおり。

原子力災害対策計画編 第1章 総則

原子力発電所 又は 原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	
浜岡 原子力 発電所	中部電力 株式会社	静岡県 御前崎市 佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型	
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型	
			3号機	定期検査中	沸騰水型	
			4号機	定期検査中	沸騰水型	
			5号機	定期検査中	沸騰水型	
美浜 発電所	関西電力 株式会社	福井県 三方郡 美浜町 丹生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	
			3号機	定期検査中	加圧水型	
大飯 発電所		福井県 大飯郡 おおい町 大島	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	
			2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型	
			3号機	運転中 (118.0 万kW)	加圧水型	
			4号機	定期検査中	加圧水型	
高浜 発電所	日本原子力 発電株式会社	福井県 大飯郡 高浜町 田ノ浦	1号機	定期検査中	加圧水型	
			2号機	定期検査中	加圧水型	
			3号機	定期検査中	加圧水型	
			4号機	運転中 (87.0 万kW)	加圧水型	
敦賀 発電所	日本原子力 発電株式会社	福井県 敦賀市 明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型	
			2号機	定期検査中	加圧水型	
高速増殖 原型炉 もんじゅ	国立研究 開発法人 日本原子力 研究開発機構	福井県 敦賀市 白木	—	2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速 増殖炉	
新型 転換炉 ふげん			—	2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型 転換炉	

※ 附属資料編 第2災害 4原子力災害 「県外の原子力発電所等の位置関係」

第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

1 災害緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1-1から表1-3までの前段にまとめる。

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み「附属資料編 第2灾害 4原子力災害 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」及び上記を踏まえ、原子力事業者が行う。

原子力事業者は、上記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。

2 運用上の介入レベル（O I L）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1-1から表1-3の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「O I L」という。）を設定する。

3 原子力災害対策重点区域

(1) 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

(2) 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。

なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

ア 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

(ア) 予防的防護措置を準備する区域（P A Z : Precautionary Action Zone）

P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、E A Lに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るP A Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、P A Zの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参考する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(イ) 緊急防護措置を準備する区域 (U P Z :Urgent ProtectiveAction Planning Zone)

U P Zとは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I Lに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るU P Zの具体的な範囲については、I A E Aの国際基準において、U P Zの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参考する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをU P Zとする。

※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号）において定められている。

イ 試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをU P Zとする。

- ・原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉	5km
熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉	500m

ウ 試験研究用等原子炉施設

(ア) ウラン加工施設

ウラン加工施設(濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満のものを除く。)に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

- 原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工程）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

ウラン235の取扱量が0.08TBq以上の加工施設	5km
ウラン235の取扱量が0.08TBq未満の加工施設	1km

(イ) プルトニウムを取り扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径1kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

エ 試験研究用等原子炉施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

オ その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

- 発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの
- 熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が2MW以下の試験研究用等原子炉施設
- 濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン235の取扱量が0.008TBq未満のもの
- 使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

(3) 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

各地域防災計画(原子力災害対策編)を策定する際には、上記(1)及び(2)の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

原子力事業者、地方公共団体が採用する想定される措置等(1-2)

発電用原子炉3(2)アただし管の場合を除く。)

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）

(発電用原子炉3(2)アただしの事例を除く。)

P A Z (一概ね 5km) 以北		U P Z (概ね 5~30km)		防護措置		体制整備		体制整備		防護措置		体制整備		情報提供		モニタリング		防護措置	
事業者	公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
○ 1	○ 1	原子力 公共団体	国	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民への情報伝達	・情報連絡	・モニタリング													
○ 2	○ 2	原子力 公共団体	国	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民への情報伝達	・情報連絡	・モニタリング													
○ 3	○ 3	原子力 公共団体	国	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民への情報伝達	・情報連絡	・モニタリング													
○ 4	○ 4	原子力 公共団体	国	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民への情報伝達	・情報連絡	・モニタリング													
○ 5	○ 5	原子力 公共団体	国	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民への情報伝達	・情報連絡	・モニタリング													
○ 6	○ 6	原子力 公共団体	国	・国及び地方公共団体へ通報 ・住民への情報伝達	・情報連絡	・モニタリング													

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてP A Z 内は避難していることが前提。

(注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

U P Z 外、概ね 30km ~)

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等（1／2）

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに免費用原子炉3(2)アただし書の場合に限る。)

注:本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		U.P.2		U.P.2外	
		体制整備	情報提供	モニタリング	※防護措置や能力が必要とされた範囲に限る。
				防護措置	
原子力事業者	・要員参加 ・情報収集、連絡体制 の構築	・監視網へのモニタリング ・警報	・警報	-	-
	・要員参加 ・情報収集、連絡体制 の構築 ・現地派遣の準備	・住民等への情報伝達 ・緊急時モニタリングの準備	-	-	-
公共団体	・要員参加 ・情報収集、連絡体制 の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等を通じた情 報提供	-	-	-
	・要員参加 ・情報収集、連絡体制 の構築 ・現地派遣の準備	・国及び地方公共団体へ 通报	-	-	-
原子力事業者 公共団体	・要員追加参加 ・監視網へのモニタ リングの準備	・住民等への情報伝達 ・今後の情報をについて住 民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実 施 ・緊急時モニタリングの指 示	・要員参加、 ・情報収集、連絡体制の構 築 ・報道機関等を通じた情 報提供	【屋内遮避】 ・地方公共団体への参集 要請 ・住民等への情報伝達 ・報道機関等を通じた情 報提供
	・要員追加参加 ・現地派遣の準備 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報 提供 ・報道機関等の準備	-	-	-
原子力事業者 公共団体	・要員追加参加 ・監視網へのモニタ リングの準備 （既設炉一回の場合は「監視網へのモニタリングの準備」 などと、全国联网導入に該当する場合は「監視網へのモニタ リングの準備」）	・国及び地方公共団体へ 通报	・緊急時モニタリングの実 施 ・緊急時モニタリングの指 示	・要員参加、 ・情報収集、連絡体制の構 築 ・報道機関等を通じた情 報提供	【防護措置基本に基づく防護措置への対応】 ・連絡、一時移転、報道機関等及び警報発令時に甲子園球場 モニタリングの準備（連絡、一時移転、報道手段、当該施設 及び警報発令時に甲子園球場モニタリングの場所の確保 等）への協力
	・要員追加参加 ・現地追加派遣の準備	・住民等への情報伝達 （既設炉一回の場合は「監視網へのモニタリングの準備」 などと、全国联网導入に該当する場合は「監視網へのモニタ リングの準備」）	-	-	-
原子力事業者 公共団体	・要員追加参加 ・現地追加派遣の準備	・緊急時モニタリングの実 施 ・緊急時モニタリングの指 示	・緊急時モニタリングの実 施 ・緊急時モニタリングの指 示	・要員参加、 ・情報収集、連絡体制の構 築 ・報道機関等を通じた情 報提供	【防護措置基本に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に断続的、一時移転、報道機関等及び警報発令時に 甲子園球場モニタリングの準備（連絡、一時移転、報道手段、当該施 設の場所の確保等）への協力
	・要員追加参加 ・現地追加派遣の準備	-	-	-	-

※3 (2) イ～エに掲げるもの。

表1-2 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等（2／2）

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の認定を要するもの※)並びに発電用原子炉(2ア)ただし書の場合に限る。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をすることとする。

		U.P.Z外		U.P.Z内	
体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供
事業者 公並み地方 公共団体 1 ○	・国及び地方公共団体へ通报 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【紧急】 ・甲は被ばく被量モニタリングへの協力 ・甲は被ばく被量モニタリングへの協力	-	【紧急】 ・甲は被ばく被量モニタリングへの協力 ・甲は被ばく被量モニタリングへの協力
国 1	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体へ避難の実施 ・移動者が困難な者の一時避難を指示 【自己】 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に防護措置は被量モニタリングの実施を指示	-	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施を指示 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施を指示
事業者 公並み地方 公共団体 2 ○	・国及び地方公共団体へ通报 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び交 換
国 2	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施 ・移動者が困難な者の一時避難を指示 【自己】 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施を指示	-	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施を指示 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施を指示
事業者 公並み地方 公共団体 3 ○	・国及び地方公共団体へ通报 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-	-	-
国 3	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施 ・移動者が困難な者の一時避難を指示 【自己】 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施を指示	-	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施を指示 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施を指示
事業者 公並み地方 公共団体 4 ○	・国及び地方公共団体へ通报 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-	-	-
国 4	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施 ・移動者が困難な者の一時避難を指示 【自己】 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施	-	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施
事業者 公並み地方 公共団体 5 ○	・国及び地方公共団体へ通报 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-	-	-
国 5	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施 ・移動者が困難な者の一時避難を指示 【自己】 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施	-	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施
事業者 公並み地方 公共団体 6 ○	・国及び地方公共団体へ通报 ・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	-	-	-
国 6	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施 ・移動者が困難な者の一時避難を指示 【自己】 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施	-	【紧急】 ・過敏症原の特定 ・地方公共団体に避難の実施 ・甲は被ばく被量モニタリング ・地方公共団体に甲は被ばく被量モニタリングの実施

※3(2)イーストに適用するもの。

表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等（1／2）

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

(注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		体制整備		情報提供		防護措置	
事業者		・要員部署 ・情報収集・連絡体制の構築		・国へ通報 ・住民等への情報伝達		・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備	
公共団体	原子力事業者	・要員部署 ・情報収集・連絡体制の構築					—
国	原子力事業者	・要員部署 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備		・ <u>地方公共団体</u> への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備		—
公共団体	原子力事業者	・要員追加部署 ・国及び <u>地方公共団体</u> に応援要請		・国及び <u>地方公共団体</u> へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援		—
国	原子力事業者	・要員追加部署 ・国及び他の <u>地方公共団体</u> に応援要請		・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施		—
公共団体	原子力事業者	・要員追加部署 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備		・ <u>地方公共団体</u> への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析		—
国	原子力事業者	・要員追加部署 ・要員追加部署		・国及び <u>地方公共団体</u> へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援		—
公共団体	原子力事業者	・要員追加部署 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の実施		・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施		—
国	原子力事業者	・要員追加部署 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の実施		・ <u>地方公共団体</u> への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析		—

緊急事態区分

※3(2)に掲げるもの。

原子力災害対策計画編 第1章 総則

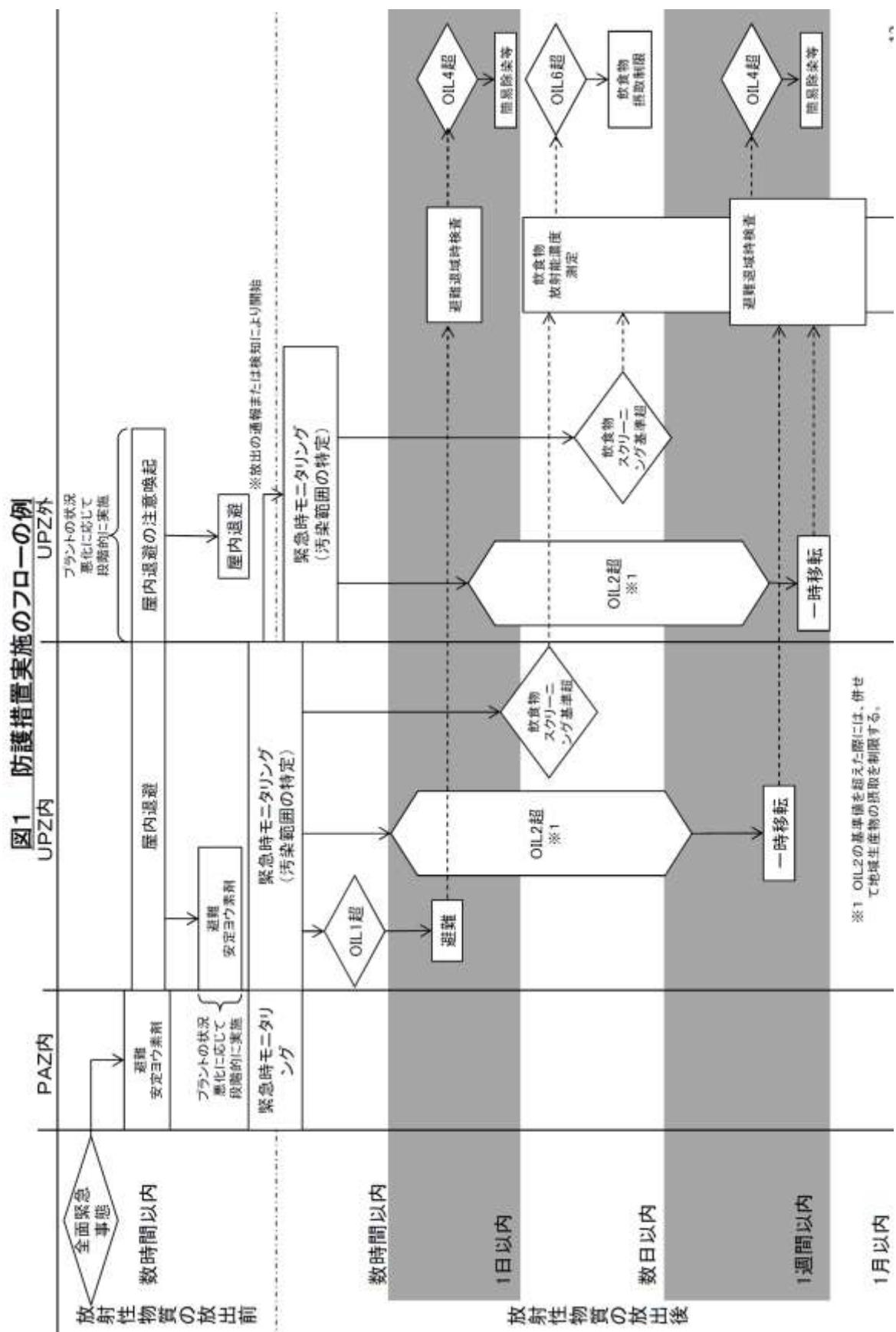
表1-3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		体制整備	情報連携	情報連携	防護措置
○	事業者 公共団体 一 一 一	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	モニタリング
○	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体 ス ク ロ ー リ カ ン セ ル	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体への情報提供 ・精道機器等を通じた情報提供 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	・緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援
○	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体 ス ク ロ ー リ カ ン セ ル	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	モニタリング
○	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体 ス ク ロ ー リ カ ン セ ル	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体への情報提供 ・精道機器等を通じた情報提供 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	・緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援
○	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体 ス ク ロ ー リ カ ン セ ル	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	モニタリング
○	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体 ス ク ロ ー リ カ ン セ ル	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体への情報提供 ・精道機器等を通じた情報提供 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	・緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援
○	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体 ス ク ロ ー リ カ ン セ ル	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	モニタリング
○	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体 ス ク ロ ー リ カ ン セ ル	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体への情報提供 ・精道機器等を通じた情報提供 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	・緊急時モニタリングの実施 ・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援
○	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体 ス ク ロ ー リ カ ン セ ル	原 子 力 事 業 者 公 共 团 体	-	・國及び当方公共団体へ通報 ・住民等への情報伝達	モニタリング

※3(2)才に掲げるもの。



《O I Lの基準》

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため除染を講じる基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000 cpm ^{※4} [1か月後の値] (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
			放射性ヨウ素	300Bq/kg ※8
			放射性セシウム	200Bq/kg 500Bq/kg
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg 10Bq/kg
			ウラン	20Bq/kg 100Bq/kg

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第6節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第7節 今後の検討課題について

今後詳細な検討等が必要な事項は、引き続き検討を行い、原子力規制委員会の検討状況や県の検討状況等も踏まえて、本計画に反映する。

第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市の責任

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 愛知県及びその他の機関の責任

愛知県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の地域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに市町村及び指定地方公共機関を援助し、かつ、その調整を行う。

また、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、北名古屋市が行う防災上の諸活動に対しそれぞれの公共的業務に応じて協力する。

※ 附属資料編 第6参考 9 行政機関等

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市が処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 原子力防災に関する情報の収集伝達
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備
- (3) 原子力防災に関する知識の普及、啓発
- (4) 原子力防災業務関係者に対する研修
- (5) 放射線測定器等資機材の整備
- (6) 屋内退避、避難指示
- (7) 健康被害防止に係る整備
- (8) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (9) 飲料水・食品等の摂取制限等
- (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動
- (11) 各種制限措置の解除
- (12) 心身の健康相談体制の整備

2 愛知県からの支援（要請・依頼）事項

- (1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備
- (3) 環境放射線モニタリングの実施
- (4) 原子力防災に関する知識の普及、啓発
- (5) 原子力防災業務関係者に対する研修
- (6) 放射線測定器等資機材の整備
- (7) 健康被害防止に係る整備
- (8) 自衛隊の災害派遣要請
- (9) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (10) 緊急輸送体制を確保
- (11) 飲料水・食品等の摂取制限等
- (12) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動
- (13) 各種制限措置の解除の指示
- (14) 心身の健康相談体制の整備

3 愛知県警察

- (1) 放射線測定器等資機材の整備
- (2) 交通管理体制の整備
- (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (4) 県民等への情報伝達活動
- (5) 警察庁等への通報
- (6) 交通規制及び緊急輸送の支援
- (7) 社会秩序の維持

4 指定地方行政機関

各機関の業務に応じた防災上必要な活動

5 指定公共機関・指定地方公共機関

各機関の公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 産業経済団体（農業協同組合及び商工会等）

ア 被害（風評被害を含む）調査及び対策指導

イ 必要資機材及び融資のあっせんについての協力

ウ 汚染食品等の流通防止

- (2) 日本赤十字社愛知県支部北名古屋市地区

安定ヨウ素剤の服用指導、要配慮者の避難、一時移転の支援等、北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急対策への協力

- (3) 北名古屋市消防団（水防団）

ア 北名古屋市災害対策本部の実施する災害応急及び復旧処理、社会秩序維持等への協力

イ 要配慮者の避難・一時移転支援への協力

- (4) 西春日井広域事務組合

人命救助、消防活動等、及び消防力強化のための消防通信指令事務の共同運用と尾張中北消防指令センター整備の推進

- (5) 自主防災会等

ア 放射能汚染に関する市民の知識・啓発

イ 地域内各家庭への情報の伝達

ウ 原子力災害対策用物資（安定ヨウ素剤等）の配分への協力

エ 保健衛生等の応急措置への協力

オ 要配慮者の避難、一時移転の支援

カ 応急復旧業務等への協力

- (6) 文化、厚生、社会団体

社会福祉協議会、女性の会及び赤十字奉仕団等は、要配慮者の避難・一時移転等を支援

- (7) 企業

物資の供給等の関連する業務を通じた、市、県その他の防災関係機関の防災活動への協力

- (8) 医療機関

医療（放射線医療を含む）放射線被ばく防止、助産活動、防疫及びその他保健衛生活動への協力

- (9) 危険物施設の管理者

防災管理上必要な措置による二次災害防止を通じた防災活動への協力

- (10) その他重要な施設の管理者

防災管理上必要な措置による防災活動への協力

第2編 災害予防

第1章 放射性物質災害予防対策

基本方針

市は、放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

第1節 防災対策の実施

1 放射性物質を保有する事業者に対する指導

放射性物質を保有する事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとし、市は必要な指導を実施する。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

第2節 放射防護資機材等の整備

市は、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の速やかな整備に努める。

第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、及び放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握

県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるとともに、応急治療については地元医療機関等と、患者の搬送等については消防等の関係機関と事前に調整を実施する。

第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等

市及び防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

また、基礎的知識や対応について市民の啓発に努める。

第2章 原子力災害予防対策

基本方針

核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県や運搬中の事業者等からの情報を、夜間・休日を含め確実に入手できるよう態勢を確認・整備するとともに、県や隣接市町との連絡網を確認する。また関係職員には、市職員の非常連絡網により速やかに連絡する。

第2節 原子力防災に係る専門家との連携

市は、特定事象発生の連絡を受け原子力防災の専門家のアドバイスが必要と判断した場合は、県に派遣を要請する。このために必要な手続きを予め確認する。

第3節 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震等による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設を避難所あるいは一時的に避難するための退避所の確保に努める。この際、市の管理施設以外はその管理者の同意を得られるよう努める。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておく。

第4節 環境放射線モニタリング結果の把握等

1 環境放射線モニタリング結果の把握

市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び所在県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、県が原子力規制庁から受託している環境放射能水準調査(以下「環境放射能調査」という。)において、環境調査センターをはじめ県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施した結果についてウェブページ等で把握する。

«愛知県における環境放射能測定結果について»

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/kuukanhousya.html>

2 可搬型測定機器の取扱の習熟

市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

第5節 緊急輸送態勢の確保

市は、警察が実施する緊急時の応急対策に関する交通規制を円滑に行えるよう協力する。

また、県、国等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動が円滑に行えるよう情報連絡体制の維持に努める。

第6節 健康被害防止に係る整備

1 原子力災害に対応する医療機関の把握

県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努めるとともに、応急治療については地元医療機関等と、患者の搬送等については消防等の関係機関と事前に調整を実施する。

2 放射線防護資機材等の整備及び保有状況等の把握

放射線防護資機材と可搬型測定機器を努めて多数整備するとともに、関係機関や事業所等における放射線防護資機材の保有状況等の把握に努める。

3 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

市は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

第7節 風評被害対策

市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、市内で生産・製造されている農産物、工業品等の適正な流通等を確保するため、平常時からの的確な情報提供等に努めることとする。

特に、提供する情報のうち安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。また、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、(9)に定める知識の普及と啓発を行う。

第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

1 対策

- (1) 市は、国及び県と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市は、市民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- (3) 市は、国、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 市は、災害情報共有システム（ニアラート）などを活用し、県が実施する各種マスコミやインターネット等の活用体制と連携した情報発信に努める。この際、必要により独自に地域のマスコミやインターネット等を活用するなど、多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第9節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

1 原子力防災に関する知識と普及啓発

災害時に的確な行動をとるためにには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には県及び原子力事業者に協力を求める。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 県、市及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- (4) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

第10節 原子力防災業務関係者に対する研修

1 原子力防災に関する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、市は、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求める。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市は、情報伝達等の原子力防災に関する県の訓練に積極的に参加するとともに必要により市独自の訓練を実施する。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第1節 災害対策本部の設置・運営

市長は、災害対策基本法同第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。

1 北名古屋市防災会議

地域に係る防災に関して、災害対策基本法第16条の規定及び市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されており、災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

要員や資機材の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

※ 附属資料編 第6参考 1 北名古屋市防災会議条例

2 市災害対策本部（以下この項では「本部」という。）

(1) 本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法並びに北名古屋市災害対策本部条例（平成18年条例第16号）に定める。

※ 附属資料編 第6参考 2 災害対策本部条例

(2) 本部の設置及び運営

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに本部を廃止する。

ア 自動的に本部を設置する場合

原子力緊急事態宣言があったとき。

イ 本部長の命令で設置する場合

市の区域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合、また近隣地域において発生し、被害が当市に及ぶあるいはそのおそれがある場合。

(3) 本部の非常配備基準

非常配備動体制については別表の非常配備基準に定めるものとし、本部の活動体制の確立を図る。

ア 非常連絡及び動員

(ア) 防災行政無線担当職員は、原子力緊急事態宣言の発表、原子力等災害発生の情報を受信したときは、直ちに防災監に連絡する。

(イ) 連絡を受けた防災監は、直ちに本部長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに各部長・次長に連絡をする。

イ 休日等の動員

(ア) 休日その他勤務を要しない日又は勤務時間外における動員その他の連絡は、電話等を利用して行う。

(イ) 連絡を受けた非常配備担当職員は、直ちに登庁し、所定の配備体制につく。

(ウ) 非常配備担当職員は、当市をあるいは当市を含む地域に原子力緊急事態宣言の発表、あるいはその他当市及び周辺地域において原子力等災害発生の情報に接したときは、動員命令を待つことなく自己の判断により直ちに登庁しなければならない。

ウ 職員の参集場所

災害発生時は、原則として市災害対策本部とする。

第2節 職員の派遣要請

1 職員の派遣要請

- (1) 本部長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり当該機関の職員のみでは不足する場合に、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。
- (2) 本部長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり当該機関の職員のみでは不足する場合は、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

また、市長は、知事に対し地方自治法による他の市町村職員の派遣についてあっせんを求める。

2 応援の要請

- (1) 本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、他の市町村長に対し応援を求める。
- (2) 本部長は、応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

《非常配備基準》

	適用基準	体制		活動内容
		時間外	時間内	
警戒配備	災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき	非常配備班 1個班は自宅待機 防災交通課危機管理当番出動	防災交通課	情報収集
第1非常配備	小規模の災害が発生するおそれがあるとき	非常配備班 1個班 状況により、2個班以上 の体制とする。 (災害対策本部設置)	原則各部対応 (災害対策本部設置)	西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動
第2非常配備	相当規模	非常配備職員全員 (災害対策本部の指示による)		西庁舎に災害対策本部を設置 災害応急対策活動
第3非常配備	大規模 原子力緊急事態宣言の発表	全職員 (災害対策本部の指示による)		西庁舎に災害対策本部を設置 消防団長に出動依頼 災害応急対策活動

第2章 放射性同位元素取扱事業所等における 放射性物質災害発生時の応急対策

基本方針

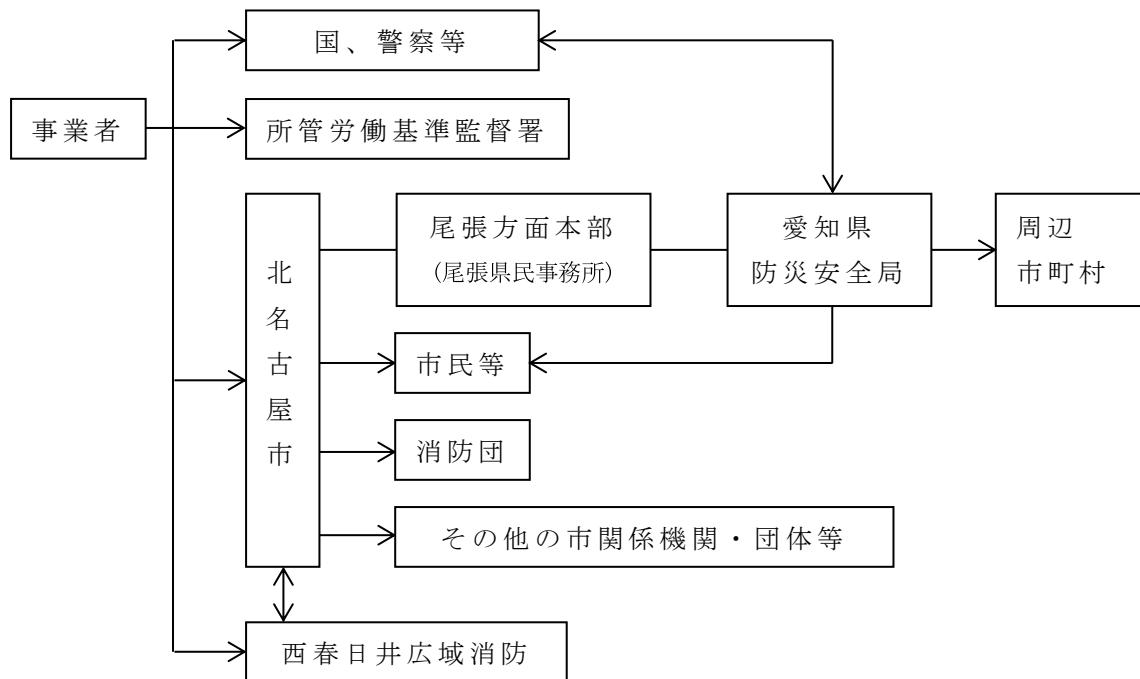
放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、当該事業所周辺住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、市及び防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。

地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、他の市地域防災計画も踏まえて対処する。

第1節 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

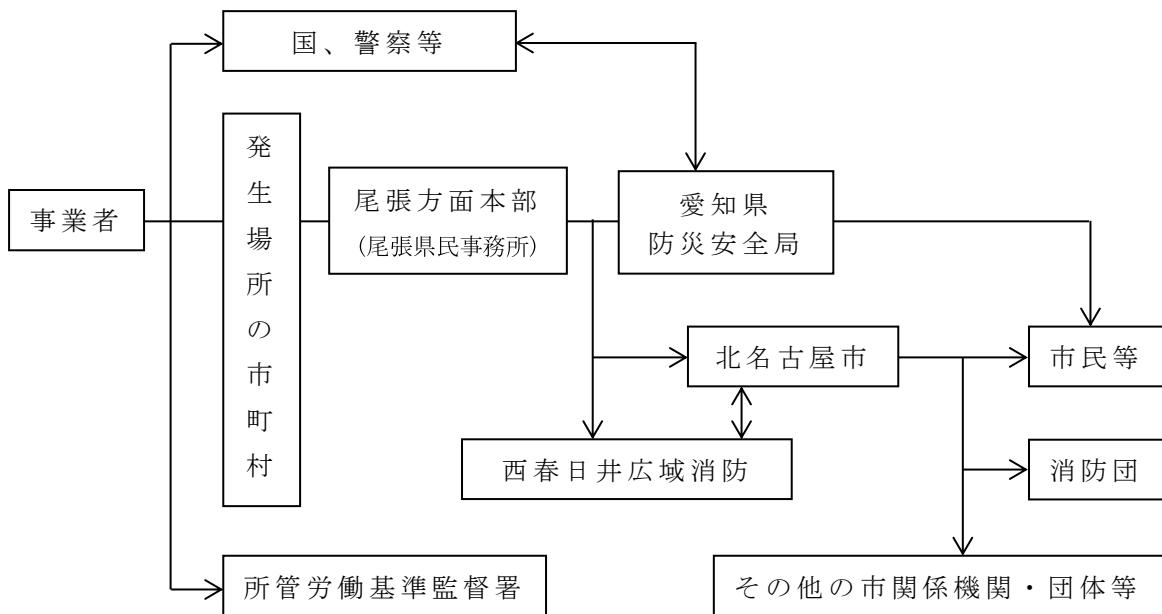
当該事業者から市内における事故発生の連絡が入った場合は、直ちに県へ通報するとともに、消防や他の市町村、関係機関、市民に連絡通報する。またその他機関等から情報を得た場合は、直ちに確認の措置をとるとともに必要により未確認であっても県やその他にその旨通報する。

1 市内で発生した場合の連絡網



2 周辺市町村で発生した場合の連絡網

県あるいは関係機関等から通報があった場合は、必要により消防や他の市町村、関係機関、市民に連絡通報する。



第2節 警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、避難誘導等の措置

1 警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市は、警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

第3節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、消防等と連携して「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

第4節 広報活動の実施

市は警察と協働して広報活動を実施する。

第5節 交通の確保

市は、警察が交通規制を実施する場合これに協力する。

第6節 放射線防護資機材の貸出しのあっせん

市は、放射線防護資機材を確保するため、そのあっせんを県に依頼する。

第7節 環境放射線モニタリング結果の把握等

市は、県が実施する環境放射線モニタリングの結果を把握し事態及び市民からの問い合わせに対応する。この際、可能な範囲で環境放射線モニタリングを実施するよう努める。

第8節 医療関係活動

1 市の措置

- (1) 市は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。また、必要に応じ県に支援を要請する。
- (2) 市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

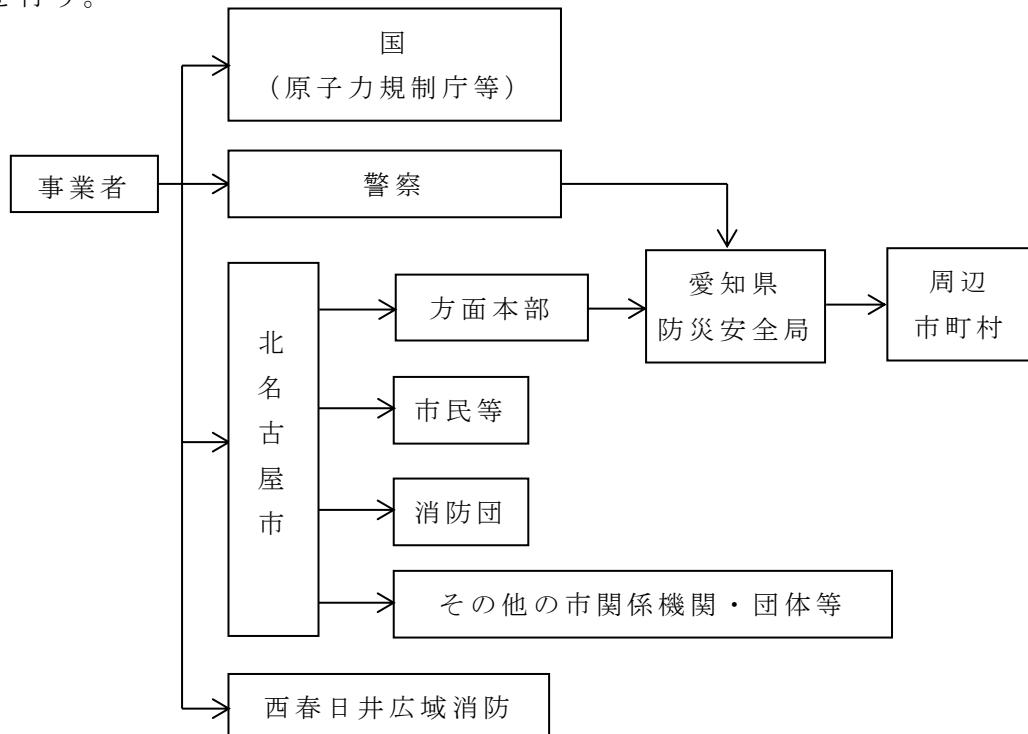
基本方針

核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられるが、市内で発生した場合は直接市民に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとる。

地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、他の市地域防災計画も踏まえて対処する。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

当該事業者から市内における事故発生の連絡入った場合は、直ちに県へ通報するとともに、消防やその他市関係機関、市民に連絡通報する。またその他機関等から情報を得た場合は、直ちに確認の措置をとるとともに必要により未確認であっても県やその他にその旨通報する。市は、事業者等から、事故の概要、放射線量、除染活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、県警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。



第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請

市は、必要に応じて、県を通じて国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第3節 環境放射線モニタリング結果の把握等

市は、県が実施する環境放射線モニタリングの結果を把握して事態及び市民からの問い合わせに対応する。この際、可能な範囲で環境放射線モニタリングを実施するように努める。

第4節 原子力災害合同対策協議会への出席

市は、県とともに国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

第5節 市民等に対する屋内退避、避難指示

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 避難指示

本部長は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

この際、あらゆる手段をつくすとともに警察の支援を得て、当該住民、旅行者、滞在者に対する指示の徹底を図るとともに、防護活動を行う。

第6節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への情報伝達活動

市は、県及び警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国・県や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、心身の健康相談、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第7節 医療関係活動

1 市の措置

- (1) 市は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。また、必要に応じ県に支援を要請する。
- (2) 市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第8節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、消防等と連携して「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

第9節 自衛隊への災害派遣要請等

必要により、県に対して自衛隊の派遣要請を要望する。

第10節 汚染された食品等の流通防止

市は、食品等が汚染された場合は、県と協力して汚染された食品等の流通防止を行う。

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム等 ＊（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）
一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品 (乳児用調整粉乳やベビーフード等)	50ベクレル/kg
牛乳 (低脂肪乳加工乳及び乳飲料等を含む)	50ベクレル/kg
飲料水	10ベクレル/kg

＊セシウム以外は換算値

第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策

基本方針

原子力施設に異常が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市は、県や防災関係機関と協力して、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、他の市地域防災計画も踏まえて対処する。

第1節 情報収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、情報を県から速やかに入手する。このため、休日・夜間等においても確実に通信・連絡態勢を確保する。

また、県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は県とともに原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び市が行う応急対策について協議する。

第2節 環境放射線モニタリング結果の把握等

市は、県が収集した、国及び原子力事業者等が実施してオフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果と、県が実施を強化した環境放射能調査におけるモニタリング結果を速やかに入手し、市の対応を検討実施するとともに、市民等に情報提供する。

第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

1 対策

- (1) 市は、O I Lの基準による国からの指示に応じて県が実施した、水道水、流通食品、農産物等の放射能濃度を速やかに掌握して対策の基礎とする。
- (2) 市は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第4節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への的確な情報伝達

市は、県及び警察と連携して市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国・県や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、心身の健康相談、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第5節 国・県等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- (1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。
- ア 市の防災行政無線や広報車等による広報活動
 - イ インターネット、Webサイトの活用による情報提供
 - ウ 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞等による報道
 - エ 消防・警察への依頼による広報活動
 - オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力を依頼

- (2) 本部長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。
- ア 屋内退避対象地域の住民等に対して、自宅等の屋内に退避する等の必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- (3) 市は、上記(2)の措置を講ずるにあたっては、警察と緊密に連携して実施する。

3 広域避難活動

- (1) 市は、国等からの指示に基づき、県境を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議する県の指示に基づき避難先との調整を行う。
- (2) 国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し避難所の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (3) 市の区域を越えて市民を避難させる場合は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (4) 市が、他市町村の要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

4 屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

市は、国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導する等、交通の規制及び立入制限等必要な措置について県及び関係機関に要請する。

第6節 医療関係活動

1 市の措置

- (1) 市は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 市は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第7節 放射性物質による汚染の除去

市は、県や防災関係機関と連携して、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、市地域の自然的・社会的条件に応じ、「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン（平成24年3月環境省）」等を活用し、適切な役割を果たす。

第8節 飲料水・食品等の摂取制限等

1 市の措置

市は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、原子力規制庁及び厚生労働省が示す指標等を超える、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置をとる。

2 農産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を県が行う場合はこれに協力するとともに、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 飲料水・食品等の流通制限

食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおり。

対象物質	放射性セシウム等 ＊（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）
一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品 (乳児用調整粉乳やベビーフード等)	50ベクレル/kg
牛乳 (低脂肪乳加工乳及び乳飲料等を含む)	50ベクレル/kg
飲料水	10ベクレル/kg

＊セシウム以外は換算値

第9節 社会秩序の維持対策の実施

1 治安の確保

市は、県及び県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期す。

また、県警察から提供された緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域における、パトロールや生活の安全に関する情報を活用し、速やかな治安の確保に努める。

2 流言飛語の防止

市は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

第10節 風評被害等の影響の軽減

1 市の措置

- (1) 市は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進のための広報活動を行う。
- (2) 市は、農産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。

第11節 市外からの避難者の受け入れ

1 避難者の受け入れ

市は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）の住民のために県から避難者の受け入れの要請があった場合には、必要に応じて次の対応を行う。

(1) 緊急的な一時受け入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受け入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受け入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて緊急的な一時受け入れと同様に、市の施設で対応する。対応が困難な場合、旅館・ホテル等を県が借り上げて避難所とする対応に協力する。

(3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受け入れ

ア 市は、県が避難元都道府県と連携して実施する県営住宅への受け入れに対し、市営住宅等の受入情報について提供を行う。

イ 災害救助法に基づく要請を受け、応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の借り上げに協力する。

ウ 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に応じる等、県が実施する定住支援に協力する。

2 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、県及び避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。
- (2) 市は、避難者に関する情報及び避難者支援に関する情報を、県及び避難元都道府県を通じて避難元市町村への提供するように努める。
- (3) 市は、避難者に対して避難元市町村からの情報を提供するように努める。

第4編 災害復旧

基本方針

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき県（市）の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 環境放射線モニタリング結果の把握等

市は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果と、県が実施する環境放射能調査結果を掌握するとともに、市独自で実施する調査結果を総合して、関係機関及び市民に情報提供する。

第2節 放射性物質による汚染の除去

1 放射性物質による汚染の除去

原子力事業者は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、県、関係市町村等と協力して汚染の除去等を行う。

2 放射性物質による汚染の除去への協力

市及び県、その他防災関係機関は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、市内の自然的・社会的条件に応じ、「放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン（平成24年3月環境省）」等を活用し、適切な役割を果たす。

第3節 各種制限措置の解除

県が、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を指示した場合は、速やかに必要な措置を講じる。また、措置の実施状況を県に報告する。

第4節 心身の健康相談の実施

市は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求める。

第5節 風評被害等の影響の軽減

1 市の措置

- (1) 市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、国、県、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農産物、工業品等の適正な流通等のための広報活動を行う。
- (2) 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国、県、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。
- (3) 市は、国、県、関係団体等と連携し、農産物、工業品等の適正な流通のために、農業対策、産業振興対策等の施策に十分に配慮を行う。

第6節 被災中小企業等に対する支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、市は、県が実施する中小企業高度化事業における「災害復旧貸付け」、及び「小規模企業等振興資金」、「中小企業組織強化資金」等の融資制度の紹介や相談のための窓口を開設する。

第7節 物価動向の把握

市は、県が実施する生活必需品の物価動向の把握に協力する。

第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、暴力団等の動向把握に必要な情報の収集や入札制度等の適切な運用によって県警察に協力することにより、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第9節 災害地域に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内避難措置をとった市民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

2 影響調査の実施

市は、必要に応じ、農業等の受けた影響について調査する。

3 災害対策措置状況の記録

市は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

付録

今後原子力災害対策計画において市として検討を行うべき課題

- ・透明性を確保し、適切な災害対策の計画及び実施を実現するため、市民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定等
- ・次世代型の愛知県らしい情報共有手法の構築（愛知県との協力・連携）
- ・県外からの避難者の受け入れに係る、経由所及び指定避難所等の運営調整
- ・O I Lの初期設定値の変更の在り方や放射線以外の人体への影響も踏まえた総合的な判断に基づくO I Lの設定の在り方
- ・中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方、防護措置の実施方策に対応した緊急時モニタリングの在り方及び情報の集約・評価等
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う被ばく線量の管理の実態等を踏まえた緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行に関する考え方

※下線は、原子力規制委員会（原子力災害対策指針）における今後の検討課題